

附属機関の委員任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(藤枝市住居表示審議会条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市住居表示審議会条例（昭和41年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「の各号」を削り、「うちから」の次に「、必要の都度」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

4 第 2 項第 1 号に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとする。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤枝市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 3 項中「うちから」の次に「、必要の都度」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 委員は、当該申立てに係る裁定が終了したときは、解嘱されるものとする。

第 1 9 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とする。

(藤枝市建築審議会条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市建築審議会条例（平成 5 年藤枝市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「うちから」の次に「、必要の都度」を、「市長が」の次に「委嘱又は」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項中「市長が」の次に「委嘱又は」を加え、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に委嘱又は任命されている委員の任期は、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。